

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法第95条の規定により公告する。
 また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同法第99条の規定により公告する。
 令和7年4月22日
 大阪国税局長

記

公売の 日 時	買受申込 期 間	令和7年5月19日 13時00分から 令和7年5月21日 13時00分まで
公 売 の 場 所	K S I 官公庁オークション（ https://kankocho.jp ）	
公 売 の 方 法	インターネット公売による期間競り売り（物件情報PDFに記載する売却区分ごとに売却する。）	
最高価申込者決定の日時	令和7年5月23日	10時00分
最高価申込者決定の場所	大阪国税局 徴収部 特別整理総括第二課	
売 却 決 定 の 日 時	令和7年6月13日	10時00分
売 却 決 定 の 場 所	大阪国税局 徴収部 特別整理総括第二課	
買受代金の納付期限	令和7年6月16日	14時00分
権 利 移 転 の 時 期	買受代金の全額を納付した時です。ただし、所有権の移転について登録、許可、承認を必要とする場合があります。	
危険負担移転の時期	買受代金の全額を納付した時です。	
権利移転に伴う費用	公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。	
公売財産上の質権者 抵当権者等の権利の 内容の申し出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を大阪国税局に申し出てください。 債権現在額申立書の用紙は、大阪国税局徴収部特別整理総括第二課にあります。	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第92条又は第108条に抵触しない者 農地については買受適格証明書の提出を要する場合があります。	
そ の 他 公 売 条 件 等	公売公告別紙1及び「国税関係インターネット公売ガイドライン」のとおり	
公 売 財 産 の 表 示	物件情報PDFのとおり	
公 売 保 証 金		
見 積 価 額		
備 考		
	－	

インターネット公売に関し重要と認められる事項

1 公売参加申込みの受付期間

令和 7 年 4 月 23 日（水）午後 1 時から令和 7 年 5 月 7 日（水）午後 5 時

2 公売保証金の提供方法

買受申込者等は、紀尾井町戦略研究所株式会社にクレジットカードの与信枠を提供することで、紀尾井町戦略研究所株式会社と納付保証委託契約を締結する方法により公売保証金を提供する必要があります。

3 インターネット公売の参加制限

次のいずれかに該当する方は、インターネット公売に参加することができません（代理人による参加もできません。）。

(1) 滞納者

ただし、自己の滞納により公売される公売財産以外の公売財産については制限されません。

(2) 国税徴収法第 108 条第 1 項の規定により国税局又は税務署長等から公売の参加を制限されている者

(3) 国税庁、国税局又は税務署に勤務する職員及び国税庁が競り売り人として選任した官公庁オークションサイトの運營業者

(4) 国税関係インターネット公売ガイドライン（以下、「参加規約」という。）及び紀尾井町戦略研究所株式会社の K S I 官公庁オークションに関連する規約の内容を承諾せず、順守できない者

(5) 農地など買受人に一定の資格や要件を必要とする場合、その資格などを有していない者

(6) 制限行為能力者

ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除きます。

(7) 公売の手続に関する日本語を理解することができない者

ただし、その代理人が公売の手続に関する日本語を理解できる場合を除きます。

(8) 住所又は所在地、連絡先がいずれも日本国内にない者

ただし、その代理人の住所又は所在地、連絡先が日本国内にある場合を除きます。

4 書類の提出

買受申込者等は、公売参加申込みを行うに当たって、次に掲げる書類を郵送又は持参する方法により提出する必要があります。

(1) 陳述書

不動産の入札に参加される方は次のいずれにも該当しない旨の陳述書を提出してください（自己の計算において買受申込をさせようとする者がいる場合、陳述書別紙も併せて提出してください。）。

イ 買受申込者（その者が法人の場合は、その役員）が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者（以下、「暴力団員等」という。）であること

ロ 自己の計算において買受申込みをさせようとする者（その者が法人の場合は、その役員）が暴力団員等であること

また、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が次に該当する場合は、陳述書と併せて提出する必要があります。

(イ) 法人の場合

法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）

(ロ) 宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合

宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証の写し

(2) **本人確認に必要な書類**

イ 個人である買受申込者本人が手続を行う場合

提出する書類はありません。

ロ 法人である買受申込者が法人代表者に手続をさせる場合

買受申込者である法人の所在確認及び法人代表者の資格を証明できる商業登記簿に係る登記事項証明書などの書類

ハ 買受申込者が代理人に手続をさせる場合

委任状

買受申込者が制限行為能力者の場合は、親権者等の同意書が必要となります。

ニ 共同買受申込みをする場合

(イ) 共同買受申込代表者の届出書

共同買受申込者が6名以上の場合は、共同買受申込代表者の届出書別紙を併せて提出する必要があります。

(ロ) 共同買受申込代表者に対する共同買受申込者各位からの委任状

【提出先】

大阪国税局 徴収部 特別整理総括第二課

【提出期限】

令和7年5月15日（木）午後5時（必着）

5 **参加規約への同意**

「参加規約」に同意しない者は、インターネット公売に参加できません。